

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第14号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
 (静岡県職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号から第5号まで</u>又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつた<u>場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号</u>又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつた<u>ときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p>

<p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者が扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（<u>取消</u>を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者が扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（<u>取消し</u>を含む。以下同じ。）され、<u>又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（<u>その者が扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。</u>）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日</p>	<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日</p>

<p>の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の</p>

在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
----------------------------------	----------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第15条 (略) 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) (略) (2) 地公法第28条第4項の規定による失職(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者 (3) (略) 3～14 (略)	(退職手当) 第15条 (略) 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) (略) (2) 地公法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) (略) 3～14 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県特別職職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 静岡県特別職職員の退職手当に関する条例(平成9年静岡県条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第6条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第6条 退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違

の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）に準ずる退職をした者

2・3 (略)

の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定による失職に準ずる退職をした者

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第8条 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
45	医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) (略) (2) 法第6条第2項（ <u>法第7条第3項において準用する場合を含む。</u> ）の医師免許証の手交 (3) (略)	静岡市 浜松市	45	医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) (略) (2) 法第6条第2項（ <u>法第7条第2項において準用する場合を含む。</u> ）の医師免許証の手交 (3) (略)	静岡市 浜松市
(略)			(略)		
47	歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げ	静岡市 浜松市	47	歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げ	静岡市 浜松市

<p>る事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第6条第2項(法第7条第3項において準用する場合を含む。)の歯科医師免許証の手交</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>る事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第6条第2項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の歯科医師免許証の手交</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年静岡県条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(第一種動物取扱業者の責務)</p> <p>第7条 法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者(動物の販売を業として行う者を除く。)は、当該営業に係る動物の飼い主又は借受人に対し、当該動物の適正な飼養等の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。</p>	<p>(第一種動物取扱業者の責務)</p> <p>第7条 法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者(動物の販売を業として行う者を除く。)は、当該営業に係る動物の飼い主又は借受人に対し、当該動物の適正な飼養等の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年静岡県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地公法第28条第4項の規定による失職(地公法第16条第1号に該当する場合を除</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地公法第28条第4項の規定による失職をした者</p>

<u>く。</u> をした者	
(3) (略)	(3) (略)
3～14 (略)	3～14 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。